

公益財団法人 九州経済調査協会 情報公開運用規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人九州経済調査協会（以下「この法人」という。）が、情報公開に関する事項を定める。

第2条（法人の責務）

この規程の解釈及び運用にあたっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条（情報公開の方法）

この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

第5条（書類の備置き等）

この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置き、閲覧等に供するものとする。

ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

第6条（閲覧等の場所及び日時）

前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、総務部長の指定する場所とする。

書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。

ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

第7条（閲覧等に関する事務）

別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

第8条（インターネットによる情報公開）

この法人は、閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。インターネットによる情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

附 則

本規程は、令和2年9月1日から施行する。

別表

対象書類	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録	5年間
4 監査報告	5年間
5 理事、監事、評議員、幹事、顧問、参与の名簿	5年間
6 評議員会議事録	10年間
7 理事会議事録	10年間

情報公開 様式1

閲覧等申請書

公益財団法人 九州経済調査協会
理事長 高木直人 殿

申請日 _____ 年 月 日

申請者 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします。(該当するものに○)
なお、私(申請者)は、以下の目的に従って閲覧等を行った書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的
閲覧を求める書類 (該当するものに○を付けてください)
1 定款
2 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
3 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書、財産目録
4 監査報告
5 理事、幹事、評議員、幹事、顧問、参与の名簿
6 評議員会議事録
7 理事会議事録

